

幼児教育・保育の無償化に係る給付について

私立幼稚園（新制度未移行）に関する無償化に係る施設等利用費の給付の流れは以下のとおりです。

1 施設等利用費の給付

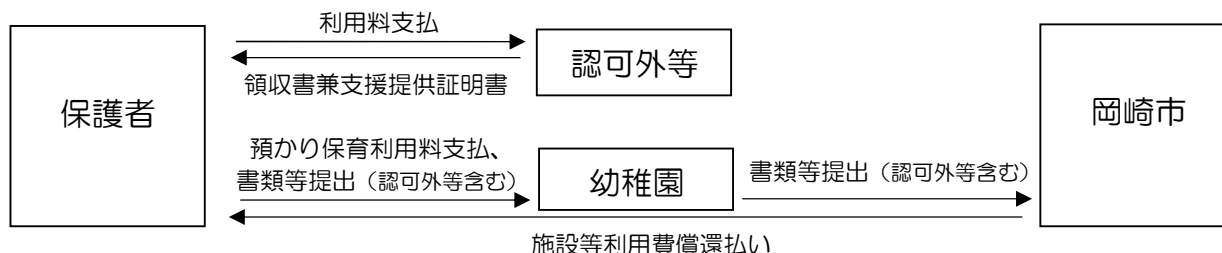
入園料・保育料

上限（月額 25,700 円）の範囲内であれば、入園料・保育料を幼稚園に支払う必要はありません。上限を超える分は、幼稚園に差額を支払うことになります。



預かり保育利用料等

各幼稚園等に支払った利用料に対して、上限の範囲内で幼稚園を通じて給付します。上限は、利用日額 450 円かつ月額 11,300 円（年少～年長児）または 16,300 円（満3歳児）です。



2 施設等利用給付費の請求

幼稚園の預かり保育及び認可外保育施設等を利用された場合は、以下の書類を幼稚園までご提出ください。

- ①特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書兼支援提供証明書
（利用施設から発行されます）
- ②施設等利用費請求書
- ③受領委任状（請求者と振込名義人が異なる場合のみ）

請求時期

提出期限①…2月10日 提出期限②…5月10日

提出期限③…8月10日 提出期限④…11月10日

※利用施設により給付の対象外となる場合があります。詳しくは幼稚園にお問合せください。

お問合せ先
岡崎市こども部 保育課
福祉会館3階

TEL : 0564-23-6175 FAX : 0564-23-6540